

公 募 公 告

職員の福利厚生及び来庁者の利便のため、広島法務総合庁舎において、建物の一部の使用許可（有償）を受け、売店を経営する方を募集します。

応募しようとする方は、下記の要領により、募集要領等の交付を受け、企画提案書を提出してください。

記

1 公募に付する事項

(1) 件 名

広島法務総合庁舎における売店営業（有償公募）

(2) 募集者数

1 社（者）

(3) 使用許可期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、一度に限り、

5年を超えない範囲で更新を認めることとする

(4) 使用許可する場所

広島市中区上八丁堀2番31号所在の広島法務総合庁舎本体棟1階

2 応募する者に必要な資格に関する事項

(1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）

第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 国税及び地方税を完納していること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

(6) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものではない者として次の要件を満たす者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者

に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及び前記2(6)イからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(7) 後記4の募集要領の交付を受けていない者は、公募に参加できないものとする。

3 日程

募集要領等の交付期間	令和7年11月25日（火）から同年12月10日（水）の午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）
企画提案書の提出期限	令和7年12月22日（月）午後5時（持参又は郵送によることとし、郵送の場合は当日同時刻までに必着のこと。）
使用許可者の選定	令和7年12月25日（木）（予定）
結果通知	令和7年12月26日（金）（予定）

4 募集要領等の交付場所及び企画提案書の提出場所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀2番31号

広島高等検察庁事務局会計課国有財産係（担当：梅谷）

電話082-221-2607

以上のとおり公告する。

令和7年11月25日

法務省所管国有財産部局長

広島高等検察庁検事長 浦 田 啓 一